

## 麻問屋 神田家勘定帳の補助簿について

山 崎 佳 夫  
米 原 俊 孝

### 1 ま え が き

神田家勘定帳の会計処理は、財産目録を基調とする財産法ないし棚卸法ということができる。それは単式簿記ともいうべく、つぎのごとき一般的な特長をもっている。

- (1) 資産と負債とをふくむ財産を対象とするから、財産系統の勘定のみをもつにすぎない。
- (2) 決算は、実地棚卸によって確認の上、総資産額と総負債額を明らかにし、その差額から期首資本額を控除して期間損益を算出する。
- (3) 毎期の純損益は、決算の時に直接資本金勘定に振り替えて資本金額を増減する。

そこで単式簿記は、複式簿記に比べてつぎの欠点をもっている。1つには、会計記録の正確性を計算機構のなかで自動的に検証することができない。2つには、名目勘定をもたないから期間損益の発生を明瞭にすることができない。といて単式簿記は不完全な簿記であると断定するのは、必ずしも当をえたものではない。単式簿記であっても、網羅性、検証性および秩序性の条件を具備している限り、正規の簿記の原則に適合するものと解される。この単式簿記を補完するものとして、補助簿（補助元帳・補助記入帳・その他）の存在は極めて重要である。ところでE.Schmalenbach(1873—1955)は貸借対照表項目をつぎのようにみた。

(借 方)	貸借対照表	(貸 方)
1. 支出にして、いまだ費用となっていないもの（固定資産・棚卸資産）		6. 費用にして、いまだ支出となっていないもの（買掛金・未払費用）
2. 収益にして、いまだ収入となっていないもの（売掛金・未収収益）		7. 収入にして、いまだ収益となっていないもの（前受収益）
3. 支出にして、いまだ収入となっていないもの（貸付金）		8. 収入にして、いまだ支出となっていないもの（借入金・資本金）
4. 収益にして、いまだ費用となっていないもの（繰延資産）		9. 費用にして、いまだ収益となっていないもの（引当金）
5. 支払手段（現金・預金）		

損益法の見地から重要視されるのは、1, 2, 6, 7の項目である。それらは、貸借対照表と損益計算書の双方に関連する。一般に補助簿は、(1)金銭の収支(2)債権・債務の関係(3)棚卸資産の増減(4)固定資産の増減(5)自己資本の元入・引出等について設けられる。このように補助簿は局部的な記録であり、補助簿間で相互に一定の関係を有するものではなく、必要に応じて設定される。しかし補助簿は、補足的機能のほか照合機能、管理機能をもっている。

神田家の補助簿において貸借対照表項目が、どの程度まで補足説明されているか、店員と下女の給与制度はどうなっているか、さらに加工費原価計算はなされているかどうか、定額資金前渡制

(imprest system)はないか等興味深いところである。

本稿の構成と原理的叙述については山崎が担当し、補助簿の内容吟味については米原が当たった。なお神田家勘定帳の会計処理について述べたものにはつぎの論文がある。いずれも山崎がしたためた。

「麻問屋 神田家勘定帳（大正期）における会計処理の特徴」富山大学日本海経済研究所 研究年報第VIII巻，1983年3月

「麻問屋 神田家勘定帳（明治期）の会計処理について」一わが国簿記会計史を背景として一，同上研究年報第IX巻，1984年3月

## 2 神田家勘定帳補助簿の内訳、種類、記入期間

(1) 補助簿の数は、明治大正期では目録番号75番から435番までの内、町議会関係資料など経営に直接関係しないもの48冊を除き、番号の重複分2冊を加えて313冊である。

表1 補助簿の種類と冊数

帳簿名	冊数	目録番号
1. 原料麻買入帳	10	153, 163, 175, 191, 203, 225, 257, 295, 301, 327
2. 原料受払帳	5	176, 192, 204, 221, 328
3. 原料払及び賃織合計簿	14	137, 154, 164, 177, 193, 205, 226, 232, 256, 290, 302, 329, 356, 385
4. 麻糸、麻苧、綿糸出入帳	10	110, 139, 172, 209, 229, 272, 299, 309, 310, 411
5. 麻明細帳	1	412
6. 続子帳	12	313, 314, 359, 361, 387, 395, 396, 397, 398, 399, 400
7. 麻糸仕入帳	6	103, 171, 210, 297, 298, 382
8. 苧紮仕入帳	1	312
9. 布苧紮仕入帳	3	82, 141, 155
10. 横紮手間帳	2	363, 364, 365, 379, 380, 381, 391, 419, 420, 421, 422, 433
11. 本帳	25	90, 91, 92, 119, 120, 121, 143, 158, 159, 160, 166, 185, 199, 208, 220, 241, 266, 278, 294, 308, 336, 377, 378, 389, 410
12. 出先本帳	1	81
13. 差引本帳	11	88, 108, 178, 212, 235, 281, 303, 330, 357, 367, 393
14. 野州麻振付表	2	161, 335
15. 布調理帳	6	77, 156, 262, 338, 418, 432
16. 入布具訳帳	1	306
17. 布見分帳	5	332, 333, 334, 351, 352
18. 布方仕切簿	4	157, 198, 219, 394
19. 布製造帳	22	162, 214, 239, 277, 307, 321, 322, 345, 346, 347, 348, 372, 373, 374, 375, 403, 404, 405, 406, 429, 430, 431
20. 布職方帳	1	428
21. 麻布受払帳	15	104, 112, 133, 134, 135, 150, 173, 202, 230, 255, 274, 286, 311, 338, 355
22. 布買入整帳	1	113
23. 布仕入帳	13	182, 197, 207, 238, 264, 288, 318, 343, 344, 370, 371, 401, 402
24. 加工布売上帳	2	106, 231

25. 布売上本帳	10	96, 140, 169, 181, 183, 196, 206, 261, 263, 289
26. 麻苧売上帳	1	75
27. 製麻帳	1	83
28. 蔵入蔵出扣帳	2	190, 211
29. 商品払出簿	1	331
30. 納税未済布受払帳	1	427
31. 申告未済覚帳	1	109
32. 麻織物納税申告書綴	2	105, 273
33. 布場帳	13	89, 114, 142, 184, 240, 265, 319, 320, 349, 350, 376, 407, 408
34. 仕立蚊帳拍物案内	1	187
35. 他産製品蚊帳仕入帳	1	383
36. 雑品売上帳	1	425
37. 店売貸帳	2	80, 97
38. 物品預り明細帳	1	84
39. 古物譲受譲渡明細帳	1	85
40. 金銭出納簿	16	87, 95, 107, 136, 152, 174, 189, 214, 234, 258, 293, 339, 384, 414, 415, 424
42. 金銭払出扣帳	1	326
43. 有金原簿	1	413
44. 店出金帳	2	269, 390
45. 貸金帳	1	79
46. 利子計算簿	8	167, 168, 217, 218, 291, 292, 316, 317
47. 通帳, 当座帳	5	179, 180, 236, 237, 260
48. 金銭貨物判取帳	10	86, 115, 188, 122, 151, 165, 233, 276, 300, 409
49. 運賃通帳	1	275
50. 貨物到着簿	1	325
51. 巡回帳	8	117, 118, 138, 194, 195, 259, 324, 337
52. 重要控 (手帳)	17	76, 78, 111, 116, 200, 267, 287, 304, 305, 315, 323, 342, 366, 369, 417, 423, 426
53. 手紙扣	15	144, 162, 170, 186, 201, 213, 222, 242, 243, 268, 279, 280, 353, 392, 434
54. 宮ノ下工場経費簿	1	340
55. 宮ノ下工場出勤簿	3	358, 386, 416
56. 賃金払帳	1	362
57. 職工精算簿	1	341
58. 福野出張所収支計算簿	1	368

その内訳は表(1)の通り58種類に分けられる。各帳簿の記帳期間は数ヶ月で終わるものから1年更新のもの、さらには数年に及ぶものまでである。(表(2) 参照)

また記載内容は(i)数量のみ記載、(ii)金額のみ記載、(iii)量・金額とも記載、(iv)各種の覚え、商用手紙控、元価表、値段表、貸金の記録、株式・土地・美術骨董品等購入記録、に分けることができる。

## (2) 補助簿の特色

### ① 財産目録項目と補助簿

勘定帳の項目が補助簿によって、いかに裏付けられ、説明されているか、両者の関係を探ってみた。その例として、つぎに明治40年下期を取り上げる。帳簿の形・内容を表で示す。

表2 補助簿

	明28	30	35	40
原料麻貫入帳				1 153 4 163 7 175 6
原料受払帳				1 176 4 192
原料払及び賃織合計簿			1 137 1 154 2 164 7 177 2 193	
麻糸・麻苧出入帳			5 110 12 139 8 172	
続子帳				
麻糸仕入帳			1 103 7 141 1 155 1 171	
布・苧紮仕入帳		9 82	1 8 10 9	
横紮手間帳				
野州麻振付帳				
布調理帳	1 77 12			4 156 5
入布具分帳				
布方仕切簿				1 157 1
布製造帳				1 162 12
布場帳			10 89 1 114 1 142 12	
団布場帳				
麻布受払帳				3 1 104・112 133~135 1 150 6 173
布仕入帳				1 5 113布買入整帳 8 182 9
麻苧売上帳	←明27年1月	75 12		
製麻帳		1 83 1		1 183東方布売上本帳
布売上本帳			1 96 2 140 1 169 1 181 1 196	
本帳			1 90~92 1 119~121 1 143 1 158~160 1 166 1 185 1 199	
出先本帳		1 81 1		
差引本帳			1 88 1 108 1 178 7	
加工布売上帳				5 106
蔵入蔵出扣帳				3
店売貸帳	1	80 1		97
物品預明細帳		1 84 3		
古物譲受渡明細帳		1 85 3		
金銭出納簿			1 87 6 95 5 107 4 136 9 152 4 174 9	
金銭払出扣簿				
店出金帳				
貸金帳		5 79 1		
利子計算簿				9 167・168
当座預金通帳				1 179
特別当座預金通帳				
巡回帳			1 117・118 1 138 11	
日記・重要扣・手帳	←明27 76 4 78 12			2 111・116 7
			6 109 申告未済覚 4	
無表紙(手紙扣)				8 144 8 162 10 170 5 201



明治41年 1月 4日現在店勘定帳

補助簿名 (目録No.)

太物之部(イ)	30円	•	原料麻買入帳	No.108
麻芋之部(ロ)	1,443円95銭	•	原料払及賃織	
続子之部(ハ)	1,724円32銭 4厘	•	合計簿	No.154
紮帳之部(ニ)東西両冊表	379円44銭 8厘	•	麻糸麻芋	No.110
布帳之部(ホ)	2,428円37銭 3厘	•	出入帳	139
有布之部(ヘ)	9,309円01銭	•	• 麻糸仕入帳	No.103
諸品之部(ト)	119円42銭 5厘	•	• 布・芋紮仕入帳	No.155
			• 巡回帳	No.138
麻糸麻芋売上貸之部(チ)	4,162円86銭	•	布製造帳	No.162'
諸部(リ)	2,262円00銭 6厘	•	布調理帳	No.156
麻糸之部(ヌ)	3,233円90銭 6厘	•	麻布受払帳	No.112
布売上貸之部(ル)	9,473円	•		No.150
有価証券之部(ヲ)	725円75銭	•	本帳	No.158
貸金之部(ワ)	2,716円	•		159
合計	38,008円05銭 2厘			160
			差引本帳	No.108
				178
可支払金及別途			布方仕切簿	No.157
- 準備損害金	21,410円78銭	•	布場帳	No.142
本店資本金也	16,597円27銭 2厘	•	布売上本帳	No.140
				169
+ 有価証券其他支出金	1,724円50銭	•	• 加工布売上帳	No.106
	18,321円77銭 2厘	•	店売貸帳	No.97
- 明治40年8月22日 勘定	17,347円24銭 3厘	•	金銭出納簿	No.136
明40. 8. 22~				152
明41. 1. 4 間利益金	972円52銭 9厘	•	借金帳	No.79
			日記帳	No.111
			日家恵帳	No.116
			(商用)手紙控	No.144

28	職工之部	108	差引本帳 目次 明38・39
27	日雇之部	1	町方附込 越農合資会社創立事務所
26	家来之部	2	芋紮・原料麻買入 巻嶋惣八
25	店沼田平一郎差引	3	諸品買入之部 かや鈺
24	特別入費	4	諸品売上
23	学資金―家次女清子	5	諸金入之部
22	諸入費之部 (日附順)	6	株配当金
21	道具買入之部 (日附順)	7	店売上 (日報)
20	二切払之部 (八月・十二月)	8	公債株買等之部
19	記録 (所得税申告控)	9	積立金之部
18	商入費	10	諸金支払之部
17	米買入之部	11	中越銀行当座貸借取引
16	米売之部	12	地価掛金 (田租・地価割)
15	年貢米代入之部	13	商用税
14	地方税・町費	14	米買入之部
13	米買入之部	15	米売之部
12	米買入之部	16	米買入之部
11	米買入之部	17	米買入之部
10	米買入之部	18	商入費
9	米買入之部	19	記録 (所得税申告控)
8	米買入之部	20	二切払之部 (八月・十二月)
7	米買入之部	21	道具買入之部 (日附順)
6	米買入之部	22	諸入費之部 (日附順)
5	米買入之部	23	学資金―家次女清子
4	米買入之部	24	特別入費
3	米買入之部	25	店沼田平一郎差引
2	米買入之部	26	家来之部
1	米買入之部	27	日雇之部
		28	職工之部

目録No  
142

40	東京	40	布場帳 明39・40・41 (大福帳式)
	西川甚五郎様		
	壹月八日		
	一 五百廿八円	別撰	
	百七十六	参百足	
	中井支店御中		
	壹月十参日	撰印	
	一 百五十円	百足	
	百五十〇		

目録No  
157

	老月 廿六日	老月 八日	本店様
	参百六拾貳円五十銭	五百貳拾八円	五百七拾七円六十銭
	百四十五	百七十六	
	稀天貳百五十足	別撰参百足	昨年年末差引残

布方仕切簿 明40





目録No  
140

布売上本帳 明39・40

廿六日	老月	八日	老月			十三日	一月			日月
三百六拾貳円百四 五十錢十五	五百貳拾八円 十六百七	五百七拾七円 六十錢		東京 西川甚五郎様 明治四十年度始め		百五拾円 十百五		貳百八拾貳円参拾八錢	明治四十年度初め	代価 替
稀天 五十足	別撰 参百足	差引 昨年度未品代				撰印 百足				品名 支店
								昨年度未品代差引残		員数 摘要
										入金高
										摘要
										差引残金

目録No  
97

店売貸帳 明37〜大5 (大福帳式)

東町	
雄川 恒次郎	一、拾錢三厘 三十五年五月ヨリ七月中 迄ノ太物代残 キカイ認 百七十足
内 四十三錢	六八三帳五七一帳 五六二帳ノ七帳 仕立賃
佐藤 権兵衛	四拾七錢五厘
三十七年六月十四日	
可や六八十一切	
一十九十五錢	縁り紅木綿付 可し賃
九月貳拾七日	
蚊帳共入	

九拾一円 六十銭	〃	一月 十九日	百貳拾六円 八拾六銭	稻垣 武兵衛様	代価 替 品名 員数 摘要 入金高 摘要 差引残金
三二 九月卯 25 四 束			品代 差引 残	昨年未 品代	
			八拾七円 廿四銭 五十足 布		

目録No  
158  
159  
160  
本  
帳

入	貳疋	五月十日	川田彦左門
			39 十一月十九日
			一、三ツ六哉 平二口 月六半
			貳疋 三四

目録No  
162  
西方布製造帳 (大福帳式)

明治四十一年度	老月廿七日	神田惣平様	紺染六丈
			拾四疋
			百九十五
			一、貳拾七円三十銭

目録No  
106  
加工布売上帳 (大福帳式)

一月 六日	日	買入部	賣渡部	差引現在
六半	種別	正数	正数	正数
拾三	足数	正数	正数	正数
	単価	単価	単価	単価
神田 惣平	住先 氏名	住先 氏名	住先 氏名	住先 氏名
		新潟市 田中福太郎	東京 川甚五郎	
参百疋	百廿疋	拾五疋	貳拾八 百七	

目録No  
112  
・  
150  
麻布受払帳

目録No. 103

麻糸仕入帳

日本製麻

月日	代価	品名	単価	摘要	頁数
明治四十一年度 一月八日	貳百拾四円四十一銭	一ア五五	一九五	大阪 八歩五厘	千貳百総
一月四日	貳百八十四円世二銭	二ア二五	二三四	大津 一割	千三百五十総

目録No. 155

布苧紮仕入帳 (大福帳式)

月日	代価	品名	単価	摘要	頁数
(明41) 一月十一日	一、貳百四拾八円四十銭		亜ハツ		
	貳百〇七		百廿正		
				記入済	
(明41) 一月十四日	一、八円七十六銭貳厘		南京平		
	貳六ノ正		三ノ三百七十匁		
				青島吉蔵	
				苧紮買入之部	
				代本帳へ上ル	

目録No. 138

巡回帳 (大福帳式)

四十二年六月	日詰村	喜十郎	二かや	十一月
		与三吉	二五半	三月
		源三子門	二かや	五月
		小島村	貳正	

目録No. 156

布調理帳 (大福帳式)

一月二日	一、貳疋 五半	石丸	三左子門	三十四
	一、貳疋 六半	古上ノ	三左子門	三十四
				三十八
				三十四
	合計 四十二疋			
	質ノ六円七拾銭也			

② 店員・下女の給与制度

勘定帳での記載は表(3)のように「預り金」「可支払金」として出ている。

表3 勘定帳における店員給与の記載

明22年1月4日	勘定帳	55円	店作造給料預り	41年1月	勘定帳	15円	店清吉(支払可金)
23年1月	勘定帳	15円	給料預り金			10円	店中西友次郎(支払可金)
24年春	勘定帳	—記載なし—		42年1月	勘定帳	—記載なし—	
25年春	勘定帳	29円	店平太郎(支払可金)	43年1月	勘定帳	10円	店栄吉(42年4月以降入店 12月までの給料)
26年春	勘定帳	51円	平太郎(支払可金)	(支出年計 102円店員給料沼田分) 10円同栄吉分)			
27年春	勘定帳	79円9銭	店平太郎(支払可金)				
29年8月24日夏	勘定帳	150円	店平太郎(支払可金)				
		22円	店文蔵(支払可金)				
30年8月15日夏	勘定帳	155円	店平太郎(支払可金)				
31年8月23日夏	勘定帳	192円	店平太郎(支払可金)				
32年8月24日夏	勘定帳	115円	店平太郎(支払可金)				
(34年春勘定帳から40年8月勘定帳まで記載なし)							

その詳細については、差引本帳「店員」「家来の部」に年何回かに分け支給していたことが記されている。またしばしば前貸の形で渡され、後日年俸で過不足を精算している。(表4参照)

表4 給与支給の例

No.178 差引本帳(明42年1月~44年3月)

店員 沼田平一郎

- (-) 72円63銭8厘 明治42年年末差引貸金旧帳より上ル 但シ明治41年11月以降仕給料へ貸方
- (-) 33銭 明治42年3月31日 保険料立替ノ内不足分
- (-) 15円 8月14日 全人仕給金方へ前貸
- (+) 入90円 明治41年11月より42年10月中巻ケ年 但シ年俸
- (-) 2円3銭2厘 明42年11月5日 渡
- (+) 25円 明42年11月5日(明41年11より42年10, 賞与金)
- (-) 50円 明42年11月5日 明42年11月より仕給金方へ貸金

また給与の外に「太物貸付」として店員や下女に品物を売却している。その数量・金額は多くない。

教育研修費らしきものは見あたらなかった。「学資」とあるのは身内—神田家の人、嘉一(長男)、孝吉、清子等—の分

③ 原価計算

「重要控」「手帳」等には、布の製造原価が計算してある(表5参照)。また布・苧紬仕入帳、横紬手間帳、本帳にも、疋当たりの単価、数量が記載されており、原価を計算できる。但し、糊、クリ賃等細かいものの帳簿は見あたらなかった。

表5 「元値」計算の例 No.258 手紙控 大正3, 11, 5付の後に記載(毛筆縦書)

亜五半	二ツ七五	二玉八	七十一銭	亜六半	三ツ二五	二五八	八十三銭八厘
	ヘイ及糊賃		三銭		ヘイ及糊賃		三銭五厘
	南平一七〇	三〇	五十一銭		南平一八〇	三〇	五十四銭
	工賃		十一銭		工賃		十二銭
	税金		十銭		税金		十一銭
	計		一元四十六銭		計		一元六十四銭三厘

売値についても一覧表が「重要控」等に記されており、知ることができるが、仕入値あるいは加工の組合せ等を示すものが見あたらず個々の製品についての利益はわからなかった。

表6 製品価格一覧

製品名一覧	T 2 , 1 , 12	T 3 , 7	T 5 , 2		T 2 , 1 , 12	T 3 , 7	T 5 , 2
大印	なし	なし	なし	白次大稀	200	223	220
別天	147	145	145	大稀	205	233	230
稀天	152	158	150				
月	157	155	155	旭	215	208	207
愛	170	168	165	敷島	235	225	225
国松	175	173	170	太陽	250	245	245
国撰	180	178	175				
別撰	185	180	180	地厚別織乙号	250	240	240
別細	193	188	187	地厚別織南甲	250		
次細撰	187	180	180	地厚別織甲号	270	260	260
細撰	195	185	185				
特等	197	182	185	糸嶋国松		152	
特撰	205	190	193				
極撰	215	200	203	片麻 イ		105	97
幣一	225	207	213	〃 ロ		113	104
幣司	235	217	220	〃 別		116	107

#### ④ 定額資金前渡制

明治28年頃から大正前半にかけて「小払係予備金」という項目が、ほぼ連続して記載されている。それにかかわる補助簿があればと探してみた。残念ながら、いまのところ、それを裏づける補助記録は見当らなかった。

「商品滞貨準備金」の項目と並んで、いささか未練の残るところである。

### 3 あとがき

—富山県における商業学校教育の起り—

「我国在来の商業帳簿は如何、殆んど之を自然の発達に放任し、商家の備ふる帳簿は其数頗る多きも其間何等の系統なく、記入の内容は粗雑にして再三重複し、従て転写頻繁なるの結果は時間を徒費し誤謬を傳へ、現今の激烈なる商戦場裡に馳駆して錯綜せる營業の収支計算を明確ならしむるに適せず、されば吾人は今日に於て宜しく欧米各国の商業帳簿に就きてその組織制度を究め、彼此の長短を比較し其得失を対照し以て各種營業の性質繁閑取引の大小等に適應するの法式制度を樹立すべきなり。」

「明治維新以来漸く欧米の簿記法輸入せられてより、先づ官廳銀行に洋式帳簿採用せらるゝに至れり、其後商工の進歩發展に伴ひ一般商社に於ても漸次之を採用するもの増加するに至りたるも、今猶依然大福帳制度を改めざるものありて、啻に欧米のそれに比して百歩を輸するのみならず、支那に比してすら尚且つ大に遜色あるの状態に在り。」<sup>(1)</sup>

神田家勘定帳(明治期および大正期)は、複式簿記を採用しないまま、大福帳式単式記録に終わった。

そうであればこそ、前節のような補助簿が設けられたともいえよう。しかし、明治・大正時代の富山県における商業教育はどのようなものであったか。わけても、われわれの関心は複式簿記の教育についてである<sup>(2)</sup>。

当時、複式簿記の主な教育機関は商業学校であったと考えられる。つまり、複式簿記普及の担い手は商業学校であったにちがいない。とすれば、主題に関連する限りにおいて、明治期および大正期の富山県における商業学校の教育を垣間見ること無益ではないと思う。

「商業学校通則」(明治17, 1884)により、富山県最初の商業学校が明治30年、富山市と高岡市に設置された。いずれも市立で簡易商業学校(修業年限3年)であった。市立富山簡易商業学校ならびに市立高岡簡易商業学校と称した<sup>(3)</sup>。

「実業学校令」および「商業学校規程」(明32・1899)の公布にともない、明治32年両校は学校組織を改め甲種商業学校として認可され、それぞれ市立富山甲種商業学校・市立高岡甲種商業学校となった。

明治34年富山商業学校は市立富山商業学校(予科2年・本科3年)と改称、ほかに乙種2年を付設した。(明治36年乙種商業科は廃止され、富山商業補修学校となった。)同年、高岡商業学校もまた市立高岡商業学校となり、翌年同様の改組を行った。(大正8年、付属商業補修学校が分離独立した。)

当時の教育内容

予科学科課程表

学年 学科	毎週時間	第1学年		第2学年	
		毎週時間	第1学年	毎週時間	第2学年
修身	1		1		
読書	4		4		
作文	2		2		
習字	3		2		
算術	3	四則ヨリ 比例マデ	3	複比例ヨリ 求積マデ	
珠算	2	四則暗算	2	四則速算	
地理	2				
歴史			2		
図画	1		1		
理科	2		2		
英語	7		8		
体操	3		3		
時間合計	30		30		

(注) 学科の内容説明は商業教育に直接関係あるものに限った。

本科学科課程表

学年 学科	毎週時間	第1学年		第2学年		第3学年	
		毎週時間	第1学年	毎週時間	第2学年	毎週時間	第3学年
修身	1		1		1		商業道徳
読書	3		2		2		
作文	2		1		1		契約文・ 公用文
習字	1						
数学	4	珠算・代数	3	商業算術 代数	3		商業算術 幾何
地理	3	内外・商業 ・地理					
歴史			2	内外商業 歴史			
簿記	3	原理・各種 商業	3	会社簿記 銀行簿記	1		雑題・英文 記帳 外国為替、財 政大意、統計 学大意
経済及統計	1	経済通論	3	貨幣・銀行 外国貿易	3		
商品							内外国産
商事要項	3	内国商業	2	内外国商業			
法規	1	法学通論	2	民法	2		商法
英語	8		9		9		
第二外国語			2		3		
商業実践					3		内外商業 実践
体操	3		3		3		
時間合計	33		33		33		

実業学校令による商業学校規定の概要（明治32年）

	甲種商業学校	乙種商業学校
入学資格	修業年限4か年の高等小学校卒業またはこれと同等以上の学力ある年齢14年以上の者。	修業年限4か年の尋常小学校卒業またはこれと同等以上の学力ある年齢10年以上の者。
修業年限	3か年。ただし1か年以上延長することができる。 授業時数週33時間以内	3年以内。 授業時数週30時間以内
学科目	修身・読書・習字・作文・数学・地理・歴史・外国語・経済・法規・簿記・商品・商事要項・商業実践・体操	修身・読書・習字・作文・算術・地理・歴史・簿記・商事要項・体操
予科	甲種商業学校には、修業年限2年の予科を設けることができる。入学資格は高等小学校2年修了。	

明治40年、本科入学生を予科修了生に限ったので、実質的に5年制の学校となった。

「実業学校令」（大9，1920）が改正され、第1条「実業学校ハ実業ニ従事スル者ニ須要ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トシ兼テ徳性ノ涵養ニカムヘキモノトス」とされた。「商業学校規程」（大正10，1921）の主な改正点は次の通りである。

- (1) 商業に須要なる知識技能を授けると共に徳性の涵養に努めること。
- (2) 従来の甲乙二種の名称を廃止して、単に商業学校と称すること。
- (3) 商業学校の修業年限は尋常小学校卒業後3年及至5年を原則とす。
- (4) 従来の甲種商業学校に認めた予科の名称を廃し之を本科に繰り入れた。
- (5) 学科目を改正し、男子女子により之を区別し且つ必要に応じ従前よりも一層普通学科に重きをおいたこと。

それにしても商業に関する学科目には、◎商事要項◎簿記◎商品◎商業文◎商業算術◎商業実践、商業地理、商業史、商業法規、商業英語、タイプライティング、速記術その他がおかれた（ただし◎印は欠くことができない。）。

大正11年（1922）富山商業学校および高岡商業学校は、ともに富山県に移管され県立学校となった。「明治期」「大正期」を通じて、両校の卒業生は合わせて1,500名を超えたものと推定される。大正3年（1914）第1次大戦勃発以来、わが国の産業は飛躍的發展を続けた。経営規模の拡大によって、もはや経験に頼る商業の理解は不可能となった。時代を反映してか、商業教育に対する社会的要請は高まり、商業学校は黄金時代を迎えたのである。

以上、富山県における商業教育の歴史的省察によって、少くとも「大正期」には、複式簿記を導入する素地はあったと判断する。神田家勘定帳においても、「明治期」はともかく、「大正期」において複式簿記の導入があってもよかつたのではないかと思う。「大正期」後半においても、なお複式簿記が採用されなかつたのは何故であろうか。原理と実践のギャップによるものか。企業の特异性によっては、複式簿記の適用は容易でない。そこで、複式簿記を修めた商家の子弟にあっても、学校教育は学校教育、店は店と区別して考える風潮があつたものか。あるいは、第1次世界大戦

(1914~1918) 後における商業教育の充実を待たねばならなかったのか。ちなみに富山県では、大正13年(1924) 町立滑川商業学校・官立高岡商業高等学校、昭和2年(1927) 町立伏木商業学校、昭和4年(1929) 乙種砺波商工学校が設置された。事実、昭和の初頭には全国的に複式簿記普及の機運が起ったといわれる。

### 注

- (1) 大森研造稿「我国在来の商業帳簿」経済論叢第12巻5号、大正10年5月

もっとも、「大正10年を過ぎ国力伸長により旧来の地場企業が急速に近代化するに及んで、高等教育を受け洋式簿記に通じた人材の引抜きが頻発した。」といわれる(小倉栄一郎稿「わが国固有の簿記会計法」体系近代会計学VI, 264頁)。

- (2) 複式簿記をわが国に紹介したのは、福沢諭吉である。彼は「帳合之法」(明治6年, 1873「凡例」)のなかで、当時の状況を揶揄してつぎのように述べている。

「古来日本国中に於て、学者は必ず貧之なり、金持は必ず無学なり。故に学者の議論は高くして、口にはよく天下を治ると云へども、一身の借金をば払ふことを知らず。」「金持の金は沢山にして、或はこれを瓶に納て地に埋ることあれども、天下の経済を学て商売の法を遠大にすることを知らず。」「今、此学者と此金持とをして、此帳合の法を学ばしめなば、始て西洋実学の実たる所以を知り、学者も自から自身の愚なるに驚き、金持も自から自身の賤しからざるを悟るにいたる。」「帳合も一種の学問たるは、此訳書を見て既に明白なり。されば商売も学問なり、工業も学問なり。」

「帳合之法」および A.A Shand の「銀行簿記精法」(明6)の公刊以来、簿記に関する文献は夥しい数に上ったが、明治28年に出版された下野直太郎著「簿記精記」(第1編)は、日本人独自の構想になる最初の文献として高く評価されている。富商並びに高商が創立された明治30年前後から大正期にかけて出版された商業簿記に関するものに限って、著名な文献をあげればつぎの通りである。

下野直太郎「簿記」(明29) 佐野善作「商業簿記教科書」(明30) 海野力太郎「実用簿記法」(明32) 東夷太郎「新案詳解商業簿記」(明36)「商業会計第1輯」(明41)、「商業会計第2輯」(大3) 吉田良三「最新商業簿記学」(明37)、「会計学」(明43) 会田勘左衛門「通俗・帳簿と法律」(明41) 森田熊太郎「商工・実践会計法」(明42)、「会計と帳簿」(明43) 且陸良「会社会計論」(大3) 石山賢吉「決算報告書の見方」(大4) 鹿野清次郎「計理学提要」(上)(大4)、「計理学提要」(下)(大6) 木村禎橘「簿記計理学綱要」(大5) 太田哲三「会計学綱要」(大5) 佐藤雄能「株式会社会計」(大7) 国松豊「貸借対照表論」(大8) 児林百合松「商業会計」(大9) 上野道輔「簿記原理」(大11)「貸借対照表論(上巻)」(大14)、「貸借対照表論(下巻)」(大15) 三辺金蔵「会計学」(大13)

- (3) 明治5年(1872)に頒布された「学制」第36条に「商業学校ハ商用ニ係ル事ヲ教フ 海内繁盛ノ地ニ就テ数所ヲ設ク。」と定められ、さらに翌6年に「学制二編追加」が布達されたが、これらに基づく学校は一校も設立されなかった。

「教育令」(明12, 1879)「改正教育令」(明13, 1880)を経て「商業学校通則」(明17, 1884)が公布され、第1種商業学校と第2種商業学校の制度が設けられた。さらに「実業教育費国库補助法」(明27, 1894)により設置が一段と進んだ。

これらにより東京(明8, 22㉔)神戸(明11)大阪(明13, 20㉔)横浜(明15)新潟(明16)下関(明17)名古屋(〃)長崎(明18)滋賀(明19)京都(〃)函館(〃)尾道(明21)鹿児島(明27)七尾(明30)に商業学校(第1種)が設けられ、熊本(明28)仙台(明29)久留米(〃)四日市(〃)福島(明30)富山(〃)高岡(〃)に簡易商業学校(第2種)が設けられた。

- (4) 本節の執筆には、つぎの文献を参考にした。

文部省「産業教育七十年史」(昭31)

「目で見る富商八十年」(昭52)

「高商八十年のあゆみ」(昭52)



「神戸大学凌霜七十年史」(昭51)

## 大正時代の甲種商業学校の学校生徒一覧

年 度	公 立		私 立	
	学 校	生 徒	学 校	生 徒
大正元	50	15,364	17	6,233
2	51	15,982	18	6,711
3	51	16,856	18	7,380
4	51	18,041	17	8,079
5	54	19,291	18	9,072
6	60	21,801	19	10,436
7	66	24,045	21	12,044
8	72	27,882	21	13,692
9	85	33,272	24	15,242
10	94	38,163	26	17,195
11	105	44,859	23	19,392
12	119	51,444	46	22,071
13	129	57,142	54	27,391
14	136	62,629	60	31,884
15	139	67,128	70	36,438

(文部省「産業教育70年史」教育統計)